

○常総衛生組合職員の分限に関する規則

〔平成13年7月3日〕
〔常総衛生組合規則第4号〕

第1条 常総衛生組合職員の分限に関する規則については、常総市職員の分限に関する規則（昭和48年水海道市規則第22号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。